

2023年5月24日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社  
取締役会 殿

情報開示モニタリング委員会

委員長 高 巖

委員 難波 孝一

委員 甲山 真紀人

# 捜査機関に対する情報開示プロセス 有効性評価報告書

## 1 【情報開示モニタリング委員会による評価の枠組みに関する事項】

情報開示モニタリング委員会（以下「当委員会」という。）は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」という。）の取締役会の下に設置された専門委員会である。当委員会は、取締役会において選任された外部有識者2名とCCC管掌執行役員1名の合計3名で構成され、その任務は、CCCの捜査機関に対する情報開示プロセスが、個人情報保護及び公益性の観点から、厳格かつ適切に管理、運用されているのかを評価することにある。以下、当委員会が今事業年度に実施した有効性評価の結果について報告する。

## 2 【評価期間、評価対象に関する事項】

情報開示プロセスに関する評価期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までの間とする。評価に当たっては、CCCが2019年8月23日に公表した「捜査機関からの情報提供の要請に対する基本方針」を基準としている。本委員会による評価は、別紙に示すとおり、捜査機関からの「開示要請」を受けてから、その要請に応えるまで、あるいは要請を却下するまでの「フロー」を検証することであり、さらに必要に応じて、この情報開示プロセスが合理的かつ継続的に改善されているかを検証することである。

具体的には、(1) 受付部門（第1線）と内容審査部門（第2線）は、それぞれ独立した形で運用されていたか、(2) 受付部門（第1線）は、開示要請の受け付けに当たって、内容審査部門（第2線）が審査するのに必要な事項が漏れなく記載されているかを、「事前に定めた手順」に沿って確認し、要請受理の可否について審査していたか、(3) 内容審査部門（第2線）は、受付部門（第1線）が受理した「開示要請」について、事前に定めた「開示基準」に合致しているかどうかを厳格に審査していたか、(4) 「開示基準」だけでは即断できない新たな問題を含む事案に関して開示要請があった場合には、CCCとは利害関係のない独立した外部の弁護士（第三者）に相談・助言を求め判断を行っていたか、(5) 外部の弁護士（第三者）の助言を受けて行った判断については、その必要性を議論した上で、判断の視点や結論を「開示基準」などの内規に反映させ、情報開示プロセスの継続的改善に繋げていたか、を評価するものである。なお、内容審査

部門（第2線）が用いた「開示基準」とは、「緊急性」、「急迫性・公益性」という各視点において、捜査機関からの要請の妥当性を判断するものである。

上記（2）から（4）までのフローを経た結果（開示要請に応じた件数）は、別紙のとおりとなっている。

・受付部門（第1線）における要請件数	334件
・受付部門（第1線）で受け付けた「令状に基づく強制的開示」の件数	242件
・受付部門（第1線）による「捜査機関からの情報提供の要請に対する基本方針」説明により、 要請撤回・再検討された件数	77件
・受付部門（第1線）による確認で却下した件数	1件
・内容審査部門（第2線）が開示基準に則して却下した件数	12件
・内容審査部門（第2線）が外部の弁護士（第三者）に相談・助言を求めて却下した件数	1件
・上記（2）から（4）のフローのすべてを通過した「令状なしの例外的開示」の件数	1件

### 3 【評価結果に関する事項】

当委員会は、上記2の情報開示プロセスを確認し、上記2の（1）から（5）のフローが適切かつ有効に機能していたかどうかを証拠に基づいて検証・評価した。その結果は次のとおりである。

- ・（1）受付部門（第1線）と内容審査部門（第2線）は、それぞれ独立した形で機能していた。
- ・（2）受付部門（第1線）は、「事前に定めた手順」に沿って確認し、要請受理の可否の審査を行っていた。
- ・（3）内容審査部門（第2線）は、「開示基準」に則し、厳格な審査を実施していた。
- ・（4）評価期間中に、既存の「開示基準」だけで即断できない新たな事案については、外部の弁護士（第三者）に相談し判断を行っていた。
- ・（5）外部の弁護士（第三者）の助言を受けて行った判断については、相談・助言などにおける視点や結論を踏まえて基準変更の必要性を検討し、基準自体を変更する必要はないとの判断を行っていた。また、前年度より課題となっていた『「傷害事件が後に傷害致死事件に発展する蓋然性の高い事件」などに関する基準改訂の検討』について、CCCは、当該事件の課題のみに留まることなく、「対象者が生死の境にある」状態について論点を整理し、基準改訂の必要性について、外部の弁護士（第三者）の知見を得ながら慎重に議論を重ね、結論に至った。

以上により、当委員会は、CCC においては、令状主義が徹底されており、個人情報の管理も厳格に行われていたと判断する。捜査機関からの情報開示要請に関して、特に「令状なしの開示要請」については、二重三重の精査が切れ目なく行われ、情報開示プロセスが厳格かつ適切に管理、運用されていたと評価する。加えて、開示要請に至る以前に受け付けた捜査機関からの電話での問い合わせに対し、CCC は「捜査機関からの情報提供の要請に対する基本方針」を説明し77件が要請撤回、もしくは再検討されることとなったことにより、「令状なしの例外的開示」は1件という結果につながったものと捉えている。

## 4 【特記事項】

評価期間中、「ある事件が後に他の事件に発展する」という事件への対処をきっかけとして、CCCでは、いかなる態様の事件においても「開示基準」に合致するかどうかを厳格かつ迅速に判定できるよう、開示要請タイミングのあり方なども含めて検討を重ねてきた。

その方向性はおおよそ決まり、次年度からの運用開始を目指しているとのことであるが、詳細の整理にあたっては、外部の弁護士（第三者）にも意見を求め、必要があれば、追加の措置を講じた上で、準備を進めていただきたい。

以上

【別紙】

開示件数(2022年4月1日～2023年3月31日)

2022年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	開示件数合計
開示実績	令状に基づく強制的開示	21	14	25	17	23	26	28	24	15	15	14	20	242	
	令状なしの例外的開示	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

開示プロセス

